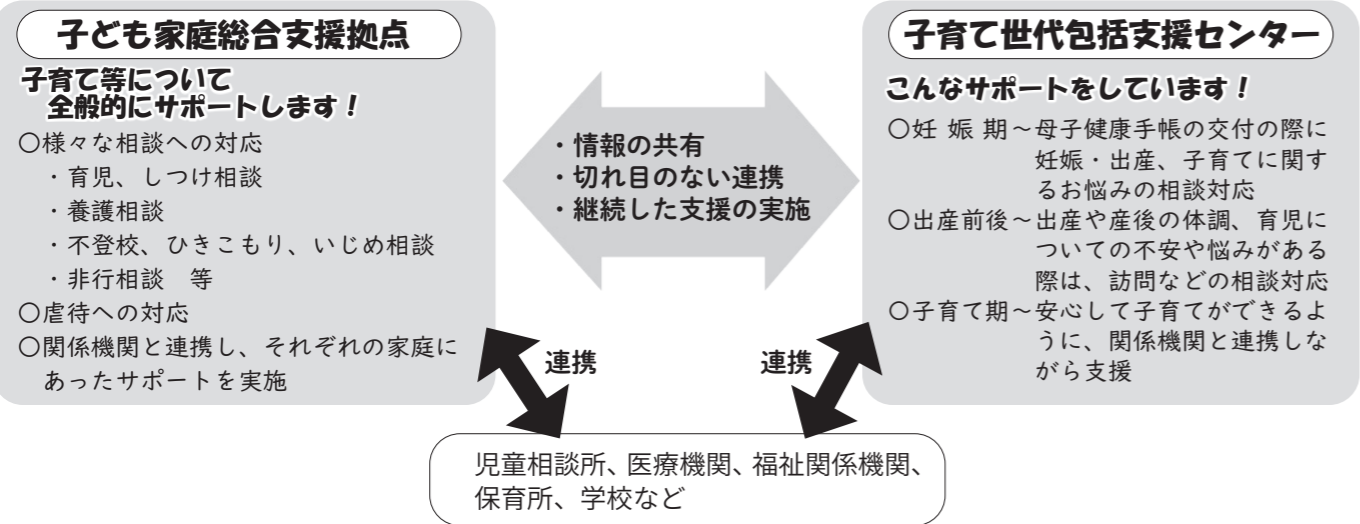




占冠村子ども家庭総合支援拠点を設置しました

村では、令和4年7月から役場内に「占冠村子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。既に開設されている「子育て世代包括支援センター」と一体的に機能させることで、虐待をはじめとする課題を抱える子どもと家庭への相談体制を整備し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努め、重症化や再発の予防に取り組んでいきます。相談内容についての秘密は厳守いたしますので、産前・産後のことや育児のことなど、ご自身やお子さんの心配ごと、困っていること、気になることがありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。



☎ 福祉子育て支援課子育て支援室担当 ☎ 56 - 2125

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証が新しくなります(黄緑色→黄色)

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**黄色の保険証**をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中旬に、**すべての被保険者の方を対象に10月1日から再度、保険証を交付します。(窓口負担割合が変更とならない方も含みます。)**
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(橙色→水色)

現在ご使用の橙色の減額認定証および限度証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは**水色の減額認定証および限度証**をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、住民課後期高齢者医療担当へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

【減額認定証の交付対象】

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

【限度証の交付対象】

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 56 - 2122

第26回参議院議員通常選挙

第26回参議院議員通常選挙が6月22日(水)に公示され、投票が7月10日(日)に村内4箇所の投票所で行われます。選挙は民主主義の基本であり、我々国民の意思を国政に届ける大変重要な意味を有しております。自らの判断に基づいて、棄権することなく、貴重な一票を投じましょう。

投票日：7月10日(日)



■今回の投票は2種類

今回の投票は参議院北海道選出議員選挙と参議院比例代表選出議員の2つを投票します。

■投票できる対象者

平成16年7月11日までに生まれた日本国民で、今年の3月21日以前から引き続き村内に住み、住民基本台帳に登録されている方です。

また、今年の3月22日以降に転入された方は、以前に住んでいた市区町村(選挙人名簿登録地)で投票することができます。

投票区	投票所	投票区住所	投票時間
第1投票所(中央)	占冠村コミュニティプラザ 多目的ホール	占冠村字中央	午前7時～午後8時
第2投票所(占冠)	占冠地域交流館 体育館	占冠村字占冠	午前7時～午後6時
第3投票所(双珠別)	双珠別住民センター 集会室	占冠村字双珠別	午前7時～午後4時
第4投票所(トママ)	トママコミュニティセンター 多目的ホール	占冠村字上トママ	午前7時～午後6時

※投票入場券は事前に郵送いたしますが、仮に入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。当日、投票所にて事務従事者にお申し出ください。

期日前投票・不在者投票をご活用ください！

～投票日に、投票所で投票できない方のために、期日前投票制度と不在者投票制度があります～

期日前・不在者投票：6月23日(木)～7月9日(土)

■期日前投票 仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票ができます。

■不在者投票 ○入院中・入所中の方

不在者投票のできる指定病院や指定施設に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。指定病院や指定施設に該当するかは、施設もしくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

○身体に重度の障がいがある方

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、両下肢や内臓機能などに一定以上の重度の障がいがある方と、介護保険の要介護認定を受けている方は郵便などによる不在者投票ができます。

○郵便による不在者投票用紙等の請求

不在者投票用紙等の請求は、不在者投票期間の2日前から投票日の3日前までです。お早目に選挙管理委員会へお問い合わせください。

	旧ふらの農協占冠出張所事務室	トママコミュニティセンター事務室
期 間	6月23日(木)～7月9日(土)	
時 間	午前8時30分から午後8時まで	午前8時30分から午後5時30分まで

☎ 占冠村選挙管理委員会
占冠村字中央(役場内)
☎ 56 - 2121